

江戸末期における總持寺の実情（二）

——文化三年の火災と再建を中心として——

納富 常天

はじめに

ここでは大本山總持寺の所藏資料により、文化三年（一八〇六）正月の火災をめぐって、その実情——發生の時・場所・原因・延焼経路・焼失後の臨時体制——、さらには勸化（かんげ勸進）による再建の情況や勸化の実態——勸化額・音物（いんもつ進物）——、勸化金の管理・運用をめぐり、訴訟にまで發展するほどの總持寺と関三刹との相克の様相を考察し、あわせて前田齊広のなりな外護と堂舎造立の経過にも言及したい。

なお總持寺祖院（石川県門前町）にも大量の近世文書が所藏されているので、これもあわせみる必要がある。また寺院經濟については無知であるから、あるいは重大な過誤を犯しているかも知れない。予めおことわりしておく。

一 文化三年の火災

(1) 火災と焼失諸堂舎

總持寺は元亨元年（一一三二）、瑩山禪師（以下尊称を省略）により開創されて以来、室町末期まではあるいは火災が発生したかも知れないが、資料が少なく火災に関する記録は見出すことはできない。しかし室町末期以降、兵乱や失火その他により、しばしば火災にあっている。資料や『總持寺誌』所収の年表などにより判明しているものを列挙すると、つぎのとおりである。

① 永祿四年（一五六一）十一月二十五日

② 元龜元年（一五七〇）兵火

③ 天正十八年（一五九〇）

④ 慶長二年（一五九七）方丈

⑤ 慶長十九年（一六一四）如意庵、殿宇・古書誌都て烏有

⑥ 文化三年（一八〇六）一月廿一日 仏殿・禅堂・庫裡など十七棟

⑦ 明治三十一年（一八九八）四月十三日 伝燈院・輪藏・宝庫などを除く主要堂舎

天正十八年の火災は前田利家（一五三八―一五九九）の朱印状^①から、豊臣秀吉（一五三六―一五九八）の命をうけ、小田原征伐中に発生したものであるが、九年後の慶長四年（一五九九）に總持寺復興を督励する文書や「總持寺諸堂天正中焼失^②付後建立之次第」^③から、文化三年・明治三十一年に劣らず火災の規模は大きかったものと思われる。いま文化三年の火災について考察してみたい。これについては『總持寺誌』が「文化三年の回録と復興」という項目を掲げ簡単に述べているが、改めていくつかの関係資料により日時・発生原因・焼失堂宇・焼失後の臨

時体制などについて紹介してみたい。関係資料は『諸堂舎造営記』『現方丈内記録』および總持寺筆頭代官「星野源五郎守善日監」（以下「星野日監」と略称）その他部分的に触れているものもあるが、便宜的に『現方丈内記録』によることにする。

現方丈内記録

（前略）

一文化三年丙寅正月廿一日、暁天後寅、下刻時分に、如意庵より災火発生^ス、此節伝法庵御開基之四百回之遠忌相当、法用^要付役局中^要付^要賄方等入込有之故、伝法庵方丈ハ行忌前中後、先規^ニ而如意庵之新命寮^江移、借寮住居^ニ被在候由、如意庵方丈者当番故現方丈^江相移居、庵^ニ者典座^与侍真留守居す、右入込有之内以之外之大災出来、前代未聞於山^ニ不幸之至、誠^ニ扶桑派下一統之大難事、氣之毒不過之、

打節^折大風吹起、卯^下刻時分迄^ニ諸堂不残致焼失候由、去共普蔵院・洞川庵ハ無恙不思議^ニ遁^レ残^リ候、于時守護神威徳不思儀^護之事共有之候由、災火相静候上者、先早速御開山・二代尊像普蔵院^江奉移、同室中^江鎮金相移、転僧式差問無之、転般若等無怠相勤り候、洞川庵^江仏殿本尊・今上位^三牌・伽藍神等奉移、於茲^ニ日々勤行^ス、依而遠近郷寺院自他宗、且^ッ俗家不残見舞来由、尤急災暫時之間故、五六里末^ハハ聞之程不分明^ニ有之、漸々昼時^ハ一派之寺院、且^ッ俗家等追々見舞来由、此節芳春院者二代尊遠忌之願事等^ニ付在江戸、依而評議^議之上早速加賀公儀、且宝円寺等^江為届、慶徳寺出府有之由、時^ニ災火之儀聞及^ッ人々、自他宗老若童婦^ニ至迄、消肝驚嘆至極、実^ニ笑止千万此事^ニ候、况也一派之法孫災跡^江来見^テ落涙痛情尤之義^ニ候、
扱此節輪薫之寺院、心勞痛情可為尤事^ニ候、右万端心勞紛々故^ニ此代何れ茂一回中之記録諸事^一も無之候、拙

僧共存候^ニ災難儀者時節^与茂可申、箇様^ニ前後^ニ無之時節之事者、尚更諸般委敷致記録可被置之所以之外^ニ存候、拙僧共旧命方一回中之儀ハ不存候得共、大災之儀任見聞^ニ万^ス一分記置焉候

扱又風聞^ニ承り候所、内々^酒水等取微行、熟醉酣之余^リ箇様之誤り茂致出来候様^ニ、各々登山之道中筋風評打聞申候、誠^ニ宗門之慚愧不過之存候、是以後五庵^ニ大行法等有之候而茂、必ず其庵之御主人、他寮^江出借寮之儀ハ、決而不然儀^ニ存候、後々御心得可被為在候、別而一回中随侍家来^ニ至迄茂、水酉等用ひ候義、必御停止可然、尚方丈方^与嚴敷被禁可然存候、尚更主人^ニ者一回中堅御愼、縦ひ為薬用酒共一回中必御無用之事^ニ存候、右大災之時節輪住者、

普蔵院 壹臘 加州玉龍寺 龍穩和尚

洞泉庵 二臘 加州永福寺 道応和尚

如意庵 三臘 羽州大慈寺 徳恵和尚

伝法庵 四臘 伯州退休寺 磨埴和尚

妙高庵 五臘 但嶋養源寺 雄岳和尚

右代一回中記録無之故、無扱是等趣、拙僧共評儀^議之上、為後來誌焉置候、

(中 略)

辰^(文化五年)正月十一日、交代礼式如先規相濟事、

二月四日、昼八ッ半時、江戸表^江発足之事、

但^シ江戸出府一件委鋪別記有之^敷

同日、一石一字法華經書寫全備^ニよつて、經藏之前大樹之本^江埋^ミ塚となし、石碑建立^{「越か」}越意有、本山諸堂再建
円成之祈願なり、

三月四日・五日、両日大悲神呪^壹万余遍諷誦^シ、江戸志願^并再建成就之祈願なり、
但^シ仮^レ仏殿洞川庵^ニ而、秘帳^{「マツ」}之觀音開扉致候事、

一三月廿日、覺皇院^江楷木^壹株引取事、

山内上下五院隨徒共、門前之人々加勢有之事、

一二月廿一日、門前中五拾三軒之面々、高雄山^江壹^方度參詣、再建成就祈候事、

右^ニ付^レ伝法・普藏・如意三方丈上山^ニ而、理趣分五座相勤候事、

外^ニ五院之飯調^并点打・直歳等、二月十七日夜^ニ曉方迄、各々金毘羅山^江百度參^リ致^シ候事、

一三月十二日、昼七ツ時、役局青陽軒珉城和尚円寂、葬式者十五日、放參後也、

壬六月十八日、東都^ニ歸山之事、

妙高庵 俊丈^印

新命現大方丈

一三月廿三日、交代礼式如先規、

但^シ現^レ方丈妙高庵俊丈和尚不在^ニ付、如意庵良雲代而勤候、

一五月十五日、解入^夏上堂勤之

但^シ六月閏有之^ニ付、

一五月廿七・八両日、於客殿^ニ荒神尊を請し、心經^{「般若」}壹万余遍諷誦之、

但、東都志願成就之祈禱なり、

普藏院 泰靈〇

新命現大方丈

一 六月廿七日、交代礼式如先規

一 閏六月、現方丈壹庵_三付、六日宛之割付_三而勤之、但、諸道具者現方丈如意_三置之、

一 本山内証省略等有之、焼失後費用多分有之、難儀之旨を以役局中より、壹庵_三付文金拾兩充、各代寄附候様相願_三付、各庵内評之上決着_三付、七月、右金子相渡し着帳致置候事、

一 閏六月十八日、妙高俊丈和尚歸庵有之事

一 退院上堂相勤之

一 宝田新命九峰和尚入院参賀、八月十日也

文化五_辰年

八月十五日

如意庵 良雲 (花押)

新命現大方丈

これによると、文化三年の火災は正月廿一日の暁天寅刻に発生しているが、『總持寺誌』や『總持寺史』は『諸堂舎造営記』によつたらしく、如意庵真前より出火とあるのみで、火災発生の原因などについての詳細な記録はない。しかし前に掲げた『現方丈内記録』には出火場所はいうまでもなく、原因やその後の風聞まで記録している。それによると如意庵真前から発生した火災は、伝法庵開基大徹宗令 (二三三三—一四〇八) の四〇〇回遠忌法要 (正当命日は正月廿五日) の準備中で、役局や賄方など入込 (立て込) んでいた。伝法庵方丈 (伯州退休寺関浪

磨博）は従来の規則により、法要の前後を通じ如意庵の新命寮へ移り（借寮）、如意庵方丈（出羽大慈寺徳惠大官）は当番であったから現方丈に居を移し、如意庵には典座と侍真が留守居しているときに出火した。山内は前代未聞、不幸の至、誠に扶桑派下一統の大難事、気の毒これに過ぎずとあるように、悲嘆極りないものだった。

また登山の道中筋風聞によると、内々酒を飲み、泥酔の余り失火に及んだとされ、誠に宗門の慚愧これにすぎずとするのみならず、それ以後は五院の大行法があっても、庵主の借寮や、随侍家来に至るまで飲酒を厳禁するのみならず、薬用酒も無用としたことがわかる。

如意庵真前から発生した火災は、西からの大風により、一刻という短時間に普蔵院・洞川庵・白山宮本社・輪蔵・十王堂などを除き、主な堂舎十七棟を焼失した。いま『諸堂舎造営記』『星野日監』により、延焼経路を示すとつぎのとおりである。

如意庵客殿・庫裡―禅堂―維那寮―妙高庵客殿・庫裡―伝法庵・同庫裡

仏殿―本山客殿―現方丈―侍真寮―大庫裡―浴室―山門―鐘樓堂―通用門―無縫塔―観音堂―七軒浄頭

その間、仏殿に火が移ったとき、『諸堂舎造営記』は加賀寺社所に注進するため飛脚を出立させたところである。また普蔵院・洞川庵が恙無く火災から免れたのは守護神威徳不思議之事としている。なお勧化による再建のところでふれる『能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳』には廻廊・築地塀・物置・土蔵・打戸屋形・高塀・材木蔵・作事小屋なども加え、諸堂舎その他三十二棟が掲げられている。

(2) 焼失後の臨時体制

前田家寺社奉行所から与力同等の嶽壯左衛門が登山し、見分も行われたが、罹災しなかったのは普蔵院・洞川庵（土蔵とも）・白山宮本社・輪蔵・十王堂・芳春院・塔頭十九ヶ寺であったから、勢いもろもろの寺院機能がこれらに移されたことはいまでもない。『現方丈内記録』によれば、つぎのとおりである。

(1) 火災の鎮静化をまち早速御開山・二代尊像を普蔵院へ移した。

(2) 同室中へ鎮金の間を移し、転僧式も差しつかえなきようするとともに、大般若経転読も懈怠なくつとめた。

(3) 洞川庵へ仏殿本尊・今上三牌・伽藍神などを移して、日々の勤行を修した。

とある。しかし「星野日監」には炎上中のことも含め『現方丈内記録』に比し、より細かに記録しているので、重複する部分もあるが掲げてみる。

(1) 御両尊・大納言（前田利家）様・仏殿三尊・十六羅漢など、しばらくは山内寺方に安置したが、これを宝幢寺に移した。

(2) 客殿の御経ならびに法器類は、下馬並松辺に運び出し番人をつけた。

(3) 土蔵は月番長泉寺が知客寮詰めであったから、点合せず打破り、宝物類は慶徳寺へ持ち出す。

(4) 昔の客殿真前唐戸・長椽・障子まで持ち出し、一品も紛失しなかった。

(5) 太清院・永福寺・青陽軒を、それぞれ妙高庵・伝法庵・如意庵の仮住居にした。

(6) 三月中に現方丈屋敷跡に妙高庵、侍真寮跡に伝法庵、大庫裡跡に如意庵の仮屋が建つので、これへ移る。

(7) 本山客殿は当分普蔵院にあて、總持寺の勅額をかける。

(8) 洞川庵へ釈迦如来・阿難・迦葉を移し、洞川庵庫裡は当分大庫裡住居にする。

(9) 普藏院真前内に御両尊を安置し、同院新命寮奥に大納言様尊像を安置する。太源宗真尊像は同院山神と御同居。同院室中奥書院床を取放し、仮鎮禁^{〔金〕}の間にかこい、昔の鎮禁^{〔金〕}の間金襖立かけ、三方紅幕を張廻し、転僧式は怠慢なく行い、大般若經転読は普藏院客殿で勤行した。

以上のように炎焼中の非常持出しの状況や、焼失庵は山内塔頭寺院を仮屋とし、罹災しなかった普藏院を本山客殿にあて、洞川庵とともに御両尊や太源尊像、釈迦三尊・今上三牌・大納言尊像などを安置し、また鎮金の間を設けて転僧式に支障がないようにし、大般若転読、日々の勤行を行っている臨時体制の動向が知られる。また焼失後、總持寺の経済は当然極度に困窮したので、役局からの申入れにに応じて、各庵評議のうえ十両宛寄附していることも、加州津田玄蕃が火事見舞として米二五〇石の代金一貫目を施入していることとあわせ注目する必要がある⁽⁶⁾。また文化四年には五院輪住者が三十両寄進していることも付記しておく⁽⁷⁾。

二 勸化による再建

(1) 勸化許可申請と再建規模

江戸時代における大きな寺社の再建は、貸付金制度や勸進富突などがあつたが、いずれも幕府の許可が必要だった。火災による總持寺の再建も、全国の末寺を対象とする勸化によらざるを得なかつたので、幕府（江戸寺社奉行）に対し、再建のための勸化許可を申請した。

文政十三年（一八三〇）五月の「関三刹引負金返納に付本山訴訟状」によると、文化二年（一八〇五）總持寺は諸堂零落におよび、その修復方法について関三刹と協議し、関三刹から寺社奉行大久保加賀守忠真（小田原城主）へ伺書を提出し取調中であつたが、思いもかけず三年正月、堂舎残らず焼失致し、困窮中猶更自力再建はおよび難

く、助成方の儀いろいろ嘆願し、六年十一月御聞濟みの旨仰せ渡されたとある。總持寺後見芳春院現任東海は、これによると文化二年冬から出府し、関三利を通じ寺社奉行と折衝中であつた。折衝の内容について「星野日監」は香資願い方としているが、『現方丈内記録』は二代尊四五〇回遠忌（文化十二年、一八一五）の願い事のため、『諸堂舎造営記』は「諸堂屋^棟弥及大破修覆勸化末流へ頼方^丑年冬中江戸出府之処」とあるように、記録により多少文言に違いはあるが、これらを総合すると峨山韶碩四五〇回遠忌をひかえて、諸堂舎修覆を目的に末派寺院への勸化願であることがわかる。しかし「寅年諸堂舎焼失有之付、焼失勸化^三取直」とあるように、三年正月、思いもかけぬ諸堂舎が焼失したので、急遽焼失再建の勸化願に切り替え寺社奉行に嘆願している。また寺社奉行と内々の折衝があつたらしく、東海から十七宇の再建金額は四・五万両にして、江戸宿所へ至急遣すよう連絡がきている。「星野日監」には「在江戸芳春院東海和尚より焼失諸堂再建金高五・六万両迄に惣図り可致旨申来、所口新助に申渡、寅三月中江戸宿所迄差下す」とあり、『諸堂舎造営記』にある四・五万両と金額に差異があるのみならず、「星野日監」では所口（七尾市）の棟梁新助に惣図り見積りをさせていることがわかる。

江戸寺社奉行所へ提出した新助の惣図りはないが、奉行所から許可が下り、全国の末寺にあてた勸化依頼の「能州總持寺焼失諸堂舎再建入金積立帳」から知ることができ、これには三十二の諸堂舎が列挙され、その規模（桁行・梁間など）と経費（積高）が記されているが、総額銀で二千八百八十一貫二百五十一匁、金に換算すると四万八千二十両余とある。寺社奉行と折衝にあつた芳春院東海の指示にしたがつていことがわかる。しかしこれには焼失した諸道具・法器などを完備するには、総額十一万両余が必要であるが、とても不可能であるから、せめて諸堂舎だけでも再建し、御朱印・御条目や祖訓のとおり、本山職法要が勤められたらとの一山の念願であると訴えている。いまこれを掲げるとつぎのとおりである。

能州總持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳

〔^{表紙}能州惣持寺焼失諸堂舎再建入用金積立帳〕

一 祖堂

此積高銀五百六拾四貫百七拾八匁

桁行拾七間半、梁間拾四間、玄闕式間五尺四方

一 仏殿

此積高銀四百三拾貫貳百五拾五匁

九間半四方

一 山門

此積高銀三百七拾四貫四百四拾五匁

桁行八間、梁間四間

一 山門左右山廊

此積高銀貳貫四百五匁

桁行三間、梁間貳間兩側、

一 勅使門

此積高銀六拾三貫三百貳拾三匁

桁行三間、梁間貳間半、

一 通用門

此積高銀貳拾六貫八百六匁

桁行五間、梁間貳間、

一 現方丈

此積高銀九拾五貫三百九拾四匁

桁行八間半、梁間五間、

一 放光閣

此積高銀七拾九貫八百七拾壹匁

桁行拾間、梁間六間半、

一大庫裡

此積高銀貳百五拾七貫九百五拾四匁

桁行拾四間四尺、梁間拾三間

一僧堂

九間四尺六寸四面

此積高銀八拾貳貫七百八拾六匁

一維那寮・知客寮

桁行九間、梁間七間、

此積高銀四拾貳貫六百貳拾六匁

一如意庵客殿

桁行拾間、梁間七間半、仏間貳間四方、玄闕貳間四方、

此積高銀百三拾三貫八百貳拾四匁

一同庫裡

桁行七間、梁間六間、

此積高銀四拾壹貫百九拾匁

一伝法庵客殿

桁行拾間、梁間七間半、仏間貳間四方、玄闕貳間四方

此積高銀百三拾三貫八百貳拾四匁

一同庫裡

桁行九間、梁間五間四方、九尺下家

此積高銀四拾九貫九百貳拾五匁

一妙高庵客殿

桁行拾五間四尺、梁間拾壹間貳尺、玄闕貳間壹尺四方

此積高銀貳百三拾八貫七拾三匁

一同庫裡

桁行拾間半、梁間七間、

此積高銀七拾貳貫七拾五匁

一開山廟塔

壹丈四方

此積高銀九貫五百九拾五匁

一鐘樓

桁行三間、梁間貳間半

此積高銀拾七貫九百九拾九匁

一觀音堂

貳間四面

此積高銀拾貫三百五拾目

一白山宮拝殿

四間半四面

此積高銀五貫八百三拾八匁

一浴室

桁行八間、梁間四間

此積高銀八貫貳百七拾貳匁

一七軒淨頭

桁行八間、梁間四間、

此積高銀八貫五百六拾八匁

一廻廊

延長貳百拾壹間半、梁間九尺、

此積高銀五拾六貫七百四拾貳匁

一築地塀

延長百四拾間、厚平均三尺、

此積高銀拾四貫七百五拾九匁

一庫裡物置

貳間四方

此積高銀三貫目

一土蔵

桁行弐間半、梁間弐間、

此請負高銀九貫五百目

一同断

三間四方

此請負高銀拾三貫五百目

一打戸屋形

拾箇所

此請負高銀六貫目

一高塀

延長百六拾間、

此請負高銀七貫目

一材木蔵

桁行拾間、梁間四間、

此請負高銀八貫弐百目

一作事小屋

桁行拾壹間、梁間拾四間、

此請負高銀四貫目

合銀弐千八百八拾壹貫弐百五拾壹匁

此金四万八千弐拾兩余

但金壹兩_二付
銀六拾匁替

右者今般御奉行所_江書上候再建素立積金高_二有之候、諸造作皆出来_并焼失之諸道具・法器等、全備致候迄者、関三利方_江入披見候通、総積高金拾壹万兩余相掛_リ候儀_二候得者、時節柄_与申大造之儀ゆへ、所詮出来申間鋪_与存候得共、何卒年限相掛_リ候共、責而有形通素立成共可なりに再建出来致、御朱印・御條目_并祖訓之通_リ、本山職法

要茂相勤候様致度、一山之志願^ニ候、誠^ニ今般之儀者、諸寺院格別之丹誠荷担無之候^而者、夫々再建^与申筋^ニも難及、万一出来兼候節者不得止事、又以再勸化相頼申入候筋茂有之候間、何分前後一度^ニ再建及円成候様、格別荷担之念思召候、右積^リ金高、寺檀相当之出化偏所希候、以上、

文化八^辛年

總持寺

二月下浣

役局^印

諸国曹洞宗

諸寺院

(2) 勸化の許可と再建成就のための諸運動

所口の棟梁新助に見積らせて再建勸化願を提出したが、容易に許可は下りなかった。永平寺の場合、文政八年（一八二五）、関三利を通じ二代懷葬の五五〇回忌法会修行と諸堂修覆勸化願は、十月に提出し十二月に許可が下りており⁽⁸⁾、また天保四年（一八三三）十二月四日、因縁殿から出火し法堂・妙高台・不老閣・光明蔵（転衣式礼を行う建物）・接賓の六ヶ所が焼失した時でも、天保五年十一月に御出役道背長老をもって、再建勸化の示談を行い、同六年二月二十三日、願書を脇坂中務大輔へ提出しているが、三月十八日許可が下りている⁽⁹⁾。あるいは規模や金額が小さかったためであろうか。總持寺の場合は如何なる事情があつたのか、三年も経過した文化六年十一月によく聞届けられている。その間の總持寺山内や関係者はいうに及ばず、門前町民の憂慮は殊のほか深刻だったらしく、勸化願の許可とあわせて再建の無事円成を願ひ、文化五年には多くの祈願行事や運動がみられた。

しかしそれまでは特別に勸化願および再建成就のための祈願などの記録はみられない。ただ『現方丈内記録』文

化五年二月四日に、昼八ッ半時江戸表へ発足の事、但し江戸出府一件委しくは別記にありとあるのみならず、後掲のように同日一石一字法華經の書写などを行っているのは、あるいは勸化許可の兆候があつて出府したのではなからうか。またそれがその後の諸動向に関係があると思われる。いまこれらの諸動向を前に掲げた『現方丈内記録』によつて示すとつぎのようにある。

(二月四日)

同日、一石一字法華經書写全備によつて、經藏の前、大樹の本へ埋め塚となし、石牌^碑建立、趣意は本山諸堂再建円成の祈願なり。

三月四・五日、大悲神呪一万余遍諷誦し、江戸志願^并再建成就の祈願なり。

(三か)

二月廿一日、門前中五十三軒の面々、高雄山へ一百度参詣。再建成就祈候事。

右につき伝法・普蔵・如意三方丈上山にて、理趣分五座相勤候事。

外に五院の飯調^并点打・直歳等、二月十七日夜より曉方まで各々金比羅山へ百度参り致し候事。

五月廿七・八両日、客殿に於て荒神尊を請し、(般若)心經一万余遍諷誦。ただし東都志願成就の祈禱なり。

このような熱烈な祈願もあつて、ようやく文化六年十一月、勸化再建の許可が寺社奉行大久保加賀守忠真(小田原城主)から下されるとともに、来年春から諸国末寺へ勸化僧を派遣することになった。

(3) 勸化額と音物

『星野日監』によると、文化七年二月に宝円寺九峰・芳春院祥全をはじめ役員長泉寺国伝・永福寺石牛・青陽軒義老、化僧宗竜寺惟宗・太岩寺大透・広誓寺為鱗・越前正瑞寺恩瑞・高瀬宝円寺梵了、越中自得寺達全・徳成寺・立川寺・竜門寺真竜、山内覚皇院祖院らが芳春院に集来し、勸化金の総高(総額)や音物(進物・贈物)などにつ

いて協議している。勸化金の総高については瑩山・峨山の遠忌の勸化が二千両であるから、その二十倍増の四万両とし、百文香資の寺は錢二貫文、一步の寺は五両とするとともに、音物も遠忌の十五匁に対し二倍の三十匁にする。また可睡斎・信州長国寺・薩摩福昌寺など大地録所には紅縮緬衣一服あて遣すことにして、音物金千五百両を海老屋（京都）に渡している。

ちなみに音物については『越後国諸寺院音物控帳』がわずかに残存しているから、その一端を知ることができる。記録した化僧名は不明であるが、文化七年八月二十六日に加州金沢小立野を発駕し、翌八年七月二十六日までのものである。地域名と日付があり、訪れた寺院名や個人名、音物の種類と数量、さらには必要に応じ備考まで丹念に記されている。細部にわたっては別の機会にゆずりたいが、概略紹介すると、地域は長興寺配下、新発田領・村松領・村上領・弥彦領・高田領などで、およそ五百五十余箇寺（これには隠居・副寺・知客・侍者・典座・役者・伴僧・化僧など別記）と在家三十余人が日付毎に列記され、音物もあわせ記されている。音物の種類とその総数を示すつぎのとおりである。

掛落	五六挺	襟卷	四八片	足袋	一六八足
羽二重	一疋	風呂敷	六九三片	扇子	三〇対
杉原紙	二九打	南簾	一片	干菓	一筐
菓子	一箱	蓮根漬	一曲	金子	一両三〇〇文

以上のようなのであるが、掛落には種類があり、錦掛落一挺、金紗掛落三五挺、錦紗掛落二挺、金欄掛落五挺、糸錦掛落一挺、紹金掛落一二挺となっており、金紗掛落にも紅梅・飛と種類がある。また金欄掛落・紹金掛落には紺地・黄地などがある。なお「外に三挺遺残り」とあるから、予定より少なかったのであろうか。また足袋とともに

風呂敷が金子的に、もつとも手軽だったので数量が六九三片と多いがこれには五種類ある。八文目風呂敷一二二片、五文目風呂敷一四九片、三文目風呂敷一七五片、宿用風呂敷二〇〇片、雑用風呂敷四八片である。なお菓子・蓮根漬などはその地域の名産品でもあったのだろうか。

三 勸化金の管理運用と問題点

後掲の「関三利引負金返納^三付本山訴訟状」にあるように、勸化金は五年から七年の年賦で納める仕組みになっているが、関八州・甲州・信州・伊豆の十一箇国は関三利⁽¹⁰⁾（総寧寺・龍穩寺・大中寺）、西国・中国は海老屋、それ以外は本山に直納するよう定めている⁽¹¹⁾。この勸化金の管理・運用はどのように行われたのか明らかでない。しかし「能州本山再建勸化金取締方規定書」や、「三利引負金返納^三付本山訴訟状」、さらには関三利から本山に送られた多くの受取状があるので、今後精査する必要があるが、少なくとも関三利で集めた勸化金の管理や運用および諸問題はある程度知ることができる。いま繁雑をかえりみず(一)「能州本山再建勸化金取締方規定書」(二)「関三利引負金返納^三付本山訴訟状」を掲げてみる。

(一) 能州本山再建勸化金取締方規定書

能州本山勸化集^リ金永世取締方規定

一 今般本山谷今未曾有之大変既達公聴、一宗大小之諸寺院^江助成勸化被相頼時節柄、一統難溢之折柄一同抽丹精、化金多分着帳有之、去^{〔文化八年〕}未年^{〔文化八年〕}与年限割合化金追々相納来候^三付而者、右化金於本山^も永世不朽等閑^三不相成様、後見諸役局合山一同、示談之上大切^三被致守護、無益之雜費者勿論、万事日用共可相成

丈^ケ省略を加へ、金銀出入都^而手違無之様、印証を以被致取引候様、当務之五院中別^而被添護念、將又再建中を毎歳金銀諸出入結算帳、関三箇寺^江茂被指出度事、

一 去未年^江勸化總集^リ金者不残本山^江相納候上者、是又諸出入結算帳被差出度、当申年^江集^リ金之内^而、関三箇寺^江壹箇年^ニ貳百五十拾兩宛、向四ヶ年之間^ニ引残^シ、合金三千兩、右四ヶ年過^而之千五百兩、都合四千五百兩者永代本山修復料として預^リ、^并信州長国寺配下化金千七百兩、出役契約之貸付金八百七拾兩、合^テ千五百七拾兩者当申年^江五ヶ年之内貸付置、其後返済之上者諸国録寺^江預^ケ金為手当於三箇寺取計置、右利金之儀者一ヶ月三拾兩^ニ壹歩之勘定^ニ而利分取集、每年利金八月中一度^ニ本山^江相送^リ可申事、

右者去^ル午年^江二月中從本山治定之通、関八州・甲州・信州・伊豆拾壹箇国勸化金之分者、御府内借用金返済^并宿所諸入用、東国化僧之諸払及無尽掛等^ニ差出、其余を三箇寺^江預^ケ之、其預^リ之内を、右三千兩四ヶ年^ニ預^リ、其四箇年後^ニ千五百兩、矢張三箇寺^江被預置度趣致承知候、尤信州壹ヶ国之化金者、勸化年限中録所長国寺配下^江化金為融通貸付具候様、長国寺^江願之趣、且亦御府内出役^ニおいて勸化一件^ニ付訳合有之候寺院^江八百七拾兩貸付之契約有之候趣、右兩様共一同三箇寺^江預^ケ可遣之間、三箇寺^江可願出旨被申達度事、

一 勸化總集^リ高之内、貳万兩を差当再建手当^ニ向^ケ、三千兩^ト千五百兩、都合四千五百兩関三箇寺^江預^ケ之、^并信州長国寺^江貸付之千七百兩^ト出役契約之八百七拾兩、合貳千五百七拾兩^茂於三箇寺取計、右総^メ七千七拾兩者永代本山修復料として残^シ置、其余金を以諸雜費相払、尚又残金者可相成丈^ニ、^并諸国録寺^江預置、利分之義者矢張三拾兩壹歩之勘定^ニ預^ケ置、右一同之利分を以修復を始、残^リ諸堂舎再建手当^ニ被致候事、

右諸国録寺^江預金之儀者、関三箇寺取集候上、夫々^江預遣候而者、遠国等者別^而難^ニ澁^ニ茂可及之間、兼^而三箇寺^江致触達置、弥預^リ度旨願越候て、其録寺^江年々送納金之内^ニ而引残^シ預^リ置候様申達、本山再建金名目之証文^ニ而、右証文者三箇寺^江納置、年々之利分三箇寺^江届越、夫^レ本山^江相送^リ可申、尤右録寺を始其外共、其寺之大小貧福^ニ随ひ、其分相応^ニ預置、右録寺預^リ証文写^ニ三箇寺奥印いたし、本山^江届置可申、尚又録寺^江も右化金何程関三箇寺^江預^リ置候趣之一札、本山^江差出置候様相達置可申、尤録寺^江預金之儀者、当申年^江五ヶ年日子年^江預^ニ相成候間、其旨前年触達可及事、

但^シ長国寺^江五ヶ年之間、貸付金千七百両者過当^ニ茂可有之間、集^リ金高^ニ応^シ其時之揉合を以、後々難澁^ニ不相成様致勘弁、取計有之筈之示談候事、

右者本山^江直^ニ被預置、利金^も直^ニ本山^江相納候而茂可然儀^ニ候得共、後來^ニ至利金等致遅滞、難澁等願出候節者、又々三箇寺^江被申出、三箇寺^江均付候様^ニ相成、且又於本山不時^ニ入用差支之節、万一元金取立等有之節者、元金減^シおのつから本山衰廢之基^ニ成行候事故、右様於三箇寺取計候趣意候、

一 毎月十六日、関三箇寺立会席^江役局中出席之上、化金請取度段書面被差出候共、化金集^リ之儀者、何れ秋か末^ニ相成候故、役局中定府^ニ出府被致居候時者雜費^茂相掛^リ、本山困難中畢竟無益之事^ニ候間、毎歳九月以来被致出府可然被存候事、

一 再建^ニ取掛^リ候節、右入用金夫々取調、絵図面^ニ差添、前以関三箇寺^江被届越度事

一 関三箇寺^江預^リ金^并預^ケ金、夫々印証相送^リ置候上者、右金貸出^シ方於三箇寺取計候故、貸引共^ニ其都度本山^江掛合者いたし不申、年々利納無相違八月中相送^リ可申事、

一 関三箇寺預^リ金千両宛^ニ相備候て、右利足之内^ニ而、年々筆墨之雜費^并右始末致取扱候もの^江、世話骨折之

謝儀旁^ニ拾兩^ツ、引浅^シ、残九拾兩^ツ、都合貳百七拾兩、年々八月中相送^リ可申事、

但^シ四ヶ年過^而預^リ千五百兩利分茂同様、筆墨雜費等之儀者、其節^ニ至^リ示談可申事

一 関三箇寺^江預^リ金利足之治定、右三拾兩壹歩之処、後來^ニ至^リ外預^リ金等^モ多分^ニ相重^リ、自然^与休月遊金等^ニ相成候様成行候時者、其時宜^ニ依^リ利下^ケ之示談^もいたし可申事、

一 関三箇寺一同示談之上、致議定置事^ニ候得者、以来共何事^ニよらず申合取計、假令三箇寺之内移轉交代其外、何歟差支之儀共有之候共、化金取扱方者外兩寺^ニにおいて、取締方可致事、

右之通致議定置上者、双方無異論永世不朽、相違有之間鋪^圖候、仍連印如件、

文化九年

大中寺鑑司

壬申七月

瑞峰

龍穩寺鑑司

雄山

総寧寺鑑司

円之

總持寺役局

青陽軒

義産^印

永福寺

右議定之趣致承知候

石牛

慶徳寺

不伝 印

長泉寺

国伝 印

出役後見代

日輪寺

宏円

後見

芳春院

祥全 印

総後見

宝円寺

九峰 印

前書之通相違無之、仍致奥印置者也、

大中寺

大龍

龍穩寺

為戒

總寧寺

萬元

總持寺

(二) 関三利引負金返納^ニ付本山訴訟状

乍恐以書付御訴訟奉申上候

能登国鳳至郡櫛比庄

曹洞宗本山總持寺役僧

青陽軒

訴訟人

不伝

難澁出入

下總国国府台同宗触頭

相手

總寧寺

武蔵国越生 同宗触頭

相手

龍穩寺

下野国富田 同宗触頭

相手

大中寺

右訴訟人総持寺役僧青陽軒不伝奉申上候、総持寺儀者一宗本山^ニ候処、諸堂及零落、修復方之儀^ニ付、右三ヶ寺^江及示談、二ヶ寺^ハ大久保加賀守様寺社御奉行御勤役之節、伺書差出御取調中、文化^三年正月、堂舎不残致焼失、困究^難中猶更再建難及自力依之再建、助成方之儀追々奉願、同六^日年十一月、御聞濟之旨被仰渡、諸国末派寺院^江助成只管相頼候処、銘々本山荷擔心を以、五ヶ年又者七ヶ年賦^ニ助成可致筈^ニ而記帳有之、右取集^メ所之儀者、相手^ニヶ寺^江可請取事^ニ相定置候、

右^ニ付五ヶ年程者、毎歳集^リ金総持寺^江差送^リ候間、堂舎再建取掛^リ、追々普請中^ニ御座候処、文化^{十三}年、相手方三ヶ寺一同相談之上、総持寺儀者簿録^ニ而修復不行届、焼失以前^モ難澁^ニ付、右助成集^リ金之内、三千両永代修復料元立^ニ致^シ、年壹割之利足を以預^リ置、毎年七月、利足勘定可致筈^ニ而、壹ヶ寺^江金千両宛預^リ置、其余集^リ金之内千六百五拾両右三ヶ寺引請、配下寺院^江貸附利倍致^シ、全再建成就可致義^申付、任其意対談取究^メ、総持寺追々普請致居候処、相手^ニヶ寺^者末派助成集^リ金、^并夫々預^ケ金之利足共相滞申^ニ付、総持寺後見先芳春院^并役僧長泉寺等出府之上、文政^七年七月迄之取調勘定仕候処、総寧寺金千九百拾七両貳朱、銀四匁四分五厘、龍穩寺金貳千貳百七両貳分、銀貳拾二匁四歩四厘、錢九百五拾四文相滞、其節大中寺儀者、水野越前守様寺社御奉行御勤役御掛^リ御吟味中^ニ而、取調不致候得共、預^ケ金之儀者眼前相分^リ居候^ニ付、此分を相加^江、三ヶ寺^ハ合金六百両宛、毎歳三月・九月両度^ニ、加賀守殿御屋鋪^敷会所^江納申約束^ニ而、右年々送^リ金を以、総持寺再建成^ル就いたし、来^年、開山国師五百年忌相勤可申、対談証文^ニ取極^メ候後、一切金子差越不申、於総持寺者右送^リ金引当^ニ而、再建普請致居候^ニ付、夥敷借財相嵩、数度書状を以掛合候得共、返書^モ不指越、総持寺難澁至極^ニ付、不得止事、去^年四月、拙僧出府仕、相手方^江掛合候処、預^ケ元金^并滞金共悉皆之処、三ヶ寺合金壹万貳千七百貳

拾壹兩貳分、銀二拾八匁壹分五厘五毛、錢貳貫四百三拾四文之方_江、此後三ヶ寺合_テ年々金七拾五兩宛、年賦濟_ニ相渡可申旨不当之申方_二付、尚又去_去五月_{（文政十一年）}、總持寺後見芳春院致出府、拙僧等數度掛合候処、弥不当不実至極之及挨拶、總持寺行立不申仕合、仍之不得止事御訴訟可申上_与奉存候処、領主松平加賀守殿役人中_中厚_ク利害御座候而、精々掛合、滯金之内四千五百貳拾壹兩貳分、銀二拾八匁壹分五厘五毛、錢四貫四百三拾四文不足_ニ致_シ遣し、差引金八千貳百兩之内、四千兩者是迄之通永代為修復料、右三ヶ寺_江預_ケ置、利足之義者年五朱之定_ニ致_シ減少、四千貳百兩去_去年_{（文政十一年）}年賦濟之対談_ニ致_シ、尤右年賦金利足金共、每歲三月・九月兩度_ニ、加賀守殿御屋鋪會所納_ニ議定取極_メ、右金子之儀_ニ付而者、向後少_シ茂異變致間鋪約定証文_ニ御座候、仍之相手三ヶ寺_中納金之儀、於国元請取申度旨、加賀守殿御屋鋪表_江相願、右御屋鋪役人中_中度々右三ヶ寺_江被及引合候処、睨_与不致返書之趣、猶又当三月可請取金子貳百五拾兩相滯、如何様_ニ掛合候而も、勝手次第不当之致挨拶、尤大中寺義者去冬之議定通_リ致度心得_ニ而、当三月可渡金子取持、加州家會所_江相納候迄之内、拙僧方_江内金被相渡預_リ置申候、是以未金子も相揃不申、約定_ニ相違仕候、前段奉申上候堂舎再建助成方之儀、文化六_巳年、大久保加賀守様寺社御奉行御勤役中、奉願御聞濟之旨被仰渡候処、右等之仕合故、總持寺再建差間、暨末派寺院丹精を以差出候金子、相手三ヶ寺之引負_ニ相成候而、于今再建致成就不申、来_来八月_{（天保三年）}、開祖国師五百年忌法要修行茂勤_リ急_{（兼）}、此儘_ニ差置候而者、往々潰金_ニ相成可申、左候而者、末派寺院_江申訳茂無御座義、且又去_去年_{（文化三年）}以来、右三ヶ寺_中送_リ金引当_ニ而、致普請候借財四千兩余相嵩、当时必至_与難澁仕候_ニ付、無余儀今般御訴訟奉申上候間、何卒以御慈悲相手三ヶ寺被召出、右修復料預_ケ元金、末派_中集_リ金滯等、不殘致勘定相渡候様、被仰付被下置度、偏_ニ奉願上候、左候得者、總持寺義再建全備茂仕、後々可成_ニ修復_も出来、末派諸寺院丹精之規模茂相立、合山一同難有仕合_ニ奉存候、以上、

能登国鳳至郡櫛比庄

曹洞宗本山総持寺役僧

青陽軒

文政十三^寅年五月

訴訟人

不伝^印□

寺社

御奉行所

御役人中

「能州本山再建勸化金取締方規定書」は文化九年七月、總持寺（總持寺役局・出役後見代日輪寺・後見芳春院・総後見宝円寺）と関三刹が取りかわした勸化金（関八州・甲州・信州・伊豆十一箇国分）の詳細な管理運用規程であるが、その要点を示すとつぎのとおりである。

- (1) 勸化金二万両を差当り再建費にあてる。
- (2) 勸化集り金のうち四千五百両を関三刹へ預け、また信州長国寺（松代藩触頭）へ貸付けた千七百両と出役契約八百七十両合計二千五百七十両も関三刹が取り計らい、合計七千七十両を永代本山修復料とする。
- (3) その残余金から諸雑費を払い、その残額は諸国録寺へ預け置き、三十両に一步の勘定で利足をとり、その利金で修復する。

(4) 毎年八月、関三刹預り金各千両の利足から雑費・謝儀各十両を差引き、九十両ずつ計二百七十両を本山に送付

する。

つぎに「関三利引負金返納^ニ付本山訴訟状」は文政十三年（一八三〇）五月、関三利に対する總持寺役僧青陽軒不伝の訴訟状である。内容は五、七年度の年賦による勸化金に対する関三利の引負金返納についての訴訟である。その要点を列挙するとつぎのとおりである。

(1) 五箇年間は毎歳集り金（勸化金）は送金されていたので、堂舎の再建にとりかかり、普請も推進していた。
(2) 文化十三年、関三利と相談のうえ、三千両を永代修復料の基金にし、年一割の利足で毎年七月に勘定するといふ条件で、一箇寺千両宛預けることにした。

(3) その余の集り金千六百五十両は、関三利の責任で配下寺院へ貸付けて利倍にし、再建を成就する。

(4) 関三利は約定に違背し、末派助成集り金およびそれぞれへの預け金の利足を滞納していたが、文政七年（一八二四）七月までの滞納金はつぎのとおりである。

総寧寺 千九百十七兩二朱および銀四匁四分五厘

龍穩寺 二千二百七兩二分および銀二十三匁四分四厘、錢九百五十四文

大中寺 寺社奉行吟味中で不明なるも、少なくとも預け金の千兩は明白である。

(5) 再協議の結果、関三利は六百兩宛毎年三月と九月に、松平加賀守（第十三代前田齊泰）屋敷へ納入し、總持寺再建のうえ、天保二年（一八三二）、開山五百年忌を勤めるべく証文を取り交わす。しかし関三利は約束を不履行。總持寺は送金を見込んで再建普請を進めたので、借財が嵩み大變に難澁した。数回にわたり書状でかけあつたが、それに対する返書もなかつた。

(6) 文政十一年（一八二八）四月、總持寺役僧青陽軒不伝が出府し精査した結果、元金および利足の滞納金は三箇

寺合計一万二千七百二十一兩二分、銀三八匁一分五厘五毛および錢二貫四百三十四文であることがわかった。

(7)これに対し関三利は合計七五兩宛年賦返済したいと、不当な申し分をした。

(8)總持寺はあまりの不当に対し、文政十二年五月、寺社奉行所への訴訟に踏み切ろうとした。

(9)この訴訟沙汰に対し、如何なる事情があつたか明らかでないが、松平加賀守役人から厚く利害があるというので、いろいろと掛合い協議の結果、四千五百二十一兩二分、銀三八匁一分五厘五毛、錢四貫四百三十四文を不足(欠損)にし、差引金八千兩とするとともに、その内四千兩はこれまでの通り永代修復料として関三利に預け、年五朱の利足とする。また残る四千二百兩は文政十二年から年賦返済とし、年賦金と利足金をあわせて、毎年三月・九月両度に(各二百五十兩宛)、加賀守屋敷会所へ納入すると取極める。

(10)関三利の納入金を直接国元で請取るよう、加賀守役人を通じ折衝したが、はっきりした返書もしないばかりか、三月に請取る二百五十兩も滞つたので、いろいろ手をつくして掛け合つても、不当の挨拶であつたから約定に違反した。

(11)總持寺再建も差しつかえ、末派寺院の丹誠からなる勸化金が、関三利の引負になつては再建も成就せず、また来る天保二年八月の開祖五百年忌法要の修行も勤り兼ねない。このまま放置していたら潰金になり、末派寺院に申し訳ない。また文化九年から関三利の送り金を引き当てに再建普請を進めたから、借財は四千兩余になり難澁しているので、余議なく訴訟する。

(12)御慈悲をもって三箇寺を召し出し、修復料預け元金、末派より勸化した集り金の滞納分など、残らず渡すよう仰せつけ頂きたい。

(13)そのようにして預けたら總持寺の再建も全備し、後々の修復も出来、かつまた末派諸寺院の丹誠の規模も立ち、

合山一同有難い。

これにより總持寺側からみた関三刹における勸化金の管理・運用の実態、さらには問題点を読みとることができ、先に掲げた「能州本山再建勸化金取締方規定書」では、勸化金の管理・運用について、詳細に取り極めているにもかかわらず、「関三刹引負金返納^二付本山訴訟状」にみられるよう、どうして總持寺は寺社奉行に訴えなければならなかったか今後究明する必要がある。とりわけ関三刹は如何なる理由があつて總持寺との約定に対し、再三にわたり違背し、莫大な金額を滞納したのだろうか。あるいは国録を通して配下寺院への貸付け、利倍にするのが思惑どおりいかなかったか。

また寺社奉行へ訴訟しようとしたが、松平加賀守（前田齊泰）役人の利害があるという抽象的な表現、これはあるいは圧力による介入であつたかも知れないが、四千五百両余にのぼる莫大な金額を欠損にしなければならなかったこと、さらに預け金の利足など前より不利な条件に対して、唯唯諸諾ではなかつたかも知れないが応じていることなど、腑に落ちないことがあまりにも多い。今後関連する資料をとおして説明する必要がある。

なお勸化金の運用について注目しなければならぬ資料があるので紹介したい。高祖道元の主著で宗門専要の家訓である『正法眼蔵』を妄りに書肆・諸刹などが開板するのを防止するため、これを秘書であるとして享保七年（一七二二）十二月、関三刹が幕府に伺い開板禁止令を出している。玄透即中（一七二九—一八〇七）は月舟宗胡（一六一八—一六九六）¹² 卍山道白（一六三六—一七一五）面山瑞方（一六八三—一七六九）らの古規復古運動を推進して、永平寺の伽藍および規矩の復興に努めたことである。寛政七年（一七九五）武蔵龍穩寺から永平寺（五十世）に昇住しているが、当時永平寺は常住不如意で莫大な借財があつた。それにも拘わらず享和三年（一八一〇）二、道元五百五十回遠忌の記念事業として『正法眼蔵』開板を発願し、幕府の許可を得て二十一冊九十五巻の

出版に尽力している。これは玄透が如何に祖風の宣揚・宗学の發展に情熱を注いだかわかる。出版にあたっては寺院への勸化と在俗の寄附を仰いでいるが、なお不足分を関三刹を通じ、文化十一年十二月、『正法眼蔵』摺立て用金として、年一割の利息で五十両を總持寺から借用している。これは文化十四年三月には皆済しているが、それ以外に文化十三年十月、同じく関三刹を通じ三百両を借用している。これは従来未知のもので、『正法眼蔵』板木残り分の彫刻と板本摺出し、さらには諸雜費にあてるためである。利足は三十両について一分で、毎年七月、関三刹の化金取調べ決算時に利息を勘定し、一元金については封金講が満了した時に返納するという借用証文である。いまこれを示すとつぎのとおりである。

借用申金子証文之事

一合金三百両也 但し通用文字金也

右者能州本山再建勸化集金之内之処、今般越州本山蔵板之新刻正法眼蔵板木残_り之分、彫刻入用又者板本摺出し諸雜用金等不足_三付、越州本山より差立、総_而可被致作配之処、其儀被行届兼関刹_江被頼越候訳合を以、當時無扱於関刹被致世話、此度百両口之封金講取主其金子を以、右不足之雜用金相片付候元立金として、借用申処実正_三御座候、利足之儀者壹ヶ月_三元金三拾両_三付壹分宛之勘定合を以、毎歲七月中化金取調、結算之節一同_三右利足致勘定可申、尤元金之儀者右封金講満会之上致返納可申候、仍為後鑑借用証文如件、

大中寺

鑑司_印□

文化十三年

龍穩寺

江戸末期における總持寺の実情 (一)

丙子十月

鑑司 (印)

總寧寺

鑑司 (印)

總持寺

御役局中

前書之通相違無之、仍一同致奥印置候

總寧寺 (印)

龍穩寺 (印)

大中寺 (印)

(テンプ紙)
三百両 証文之表

内

貳百両 (文政九年か)
□ 戊年返済

残り

百両

此内

五十両 總寧寺滞

五十両 龍穩寺滞

✕

┌

(参考)

總持寺藏「文化十年癸酉八月 本山再建勸化貸金利足請取帳」の中に
(越生龍穩寺)
龍穩宿刹之分

文化十一年戊戌年八月と翌亥ノ七月迄之分左之通

一 金三兩壹分下銀六匁
戊十二月元金五拾兩貸付ノ利

越州永平寺藏司、正法眼藏摺立用_三貸付、
戌極月と亥七月迄、八ヶ月分利足、

一金五兩

正法眼藏摺立入用、元金五拾兩口、
越州永平寺藏司、亥ノ八月と子七月迄壹ヶ年分

文化十三_子年八月と同丑七月迄之分左之通

一金貳兩三分貳朱_下貳匁五分

正法眼藏摺立入用、永平寺藏司貸付、
子八月と丑二月迄利足、尤丑三月七日返金相済、
(14)

四 總持寺再建に対する前田齊広の寄附

『安政六年諸般書上』によると、總持寺は古来から寺領一万石余もあつたとみえ、また足利義満・義政の御判物にも寺領五十ヶ所余と書かれていたが、天正年中の兵乱以後は寺領も不分明になつたとしている。しかし前田利家が能登へ入国以来、前田家は日域無双の禪苑、曹洞の本寺、勅願寺として出世の道場である總持寺を厚く外護した。寺領だけを取り上げても利家が百石、利長が二百二十三石九斗二升八合、利常が七十六石七升二合、合計四百石を与えている。また江戸時代を通じて前田家は百万石を堅持していたので、總持寺の寺領も変動することなく明治維

新まで維持された。永平寺は天正十三年（一五八五）丹羽長重が四十石を与えているが、寛永元年（一六二四）には松平忠昌により二十石に減ぜられている。しかし寛文元年（一六六一）松平光通は五十石を与え、その子昌親は延享四年（一六七六）七十石に加増したにも拘わらず、貞享四年（一六八七）には藩が減封されたので再び五十石になつて⁽¹⁵⁾いる。このように支配者の交替などにより、寺領は非常に不安定であつた。これに比し總持寺は支配者の前田家が揺ぎなかつたので、経済的基盤が安定していたといわなければならない。そればかりか前田家は總持寺の伽藍再建、改修・普請などに随時地材木を施与するのみならず、影山藤内・三輪藤兵衛・宮崎蔵人など、時々の奉行を派遣し、あわせて足輕衆・人足まで拝領している。いま主なものを示すとつぎのとおりである。⁽¹⁶⁾

前田利家（高德院）時代

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 文祿元年（一五九二） | 妙高庵再造地材木並びに普請中人足拝領 |
| (2) 文祿二年（一五九三） | 總持寺方丈御造宮奉行月海代 |
| (3) 慶長二年（一五九七） | 仏殿に越中氷見朝日観音堂を移築建置 |
| (4) “（一五九七） | 方丈再建、奉行影山藤内・不破丈兵衛・横地小兵衛・永田孫右衛門 |
- 前田利長（瑞竜院）
- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 慶長九年（一六〇四） | 總持寺大庫裡地材木拝領 |
| (2) 慶長十三年（一六〇八） | 山門建立、奉行三輪藤兵衛・大井久兵衛、足輕衆 |
| (3) 慶長十四年（一六〇九） | 芳春院建立、奉行三輪藤兵衛・大井久兵衛 |
- 前田利常（微妙院）
- | | |
|----------------|----------|
| (1) 寛永三年（一六二六） | 如意庵地材木拝領 |
|----------------|----------|

(2) 寛永七年（一六三〇） 普蔵院・伝法庵地材木拝領

(3) 寛永十年（一六三三） 洞川庵地材木拝領

(4) 寛永十六年（一六三九） 芳春院再造、奉行宮崎蔵人・大屋五郎左衛門、足輕衆拝領

(5) 寛永十九年（一六四二） 勅使橋（玉橋）地材木拝領

(6) 正保三年（一六四六） 總持寺方丈内作事金張りにつき、金紙拝領、奉行大橋四郎右衛門・森權太夫・齊藤中務

(7) 正保四年（一六四七） 鐘樓堂地材木並びに普請中人足拝領、大工頭被遣

(8) 承応二年（一六五三） 總持寺大庫裡・妙高庵地材木拝領

前田綱紀（松雲院）

(1) 寛文三年（一六六三） 總持寺方丈地材木並びに黄金百枚拝領

(2) 寛文七年（一六六七） 普蔵院地材木拝領

(3) 寛文十三年（一六七三） 仏殿再建

(4) 延宝元年（一六七三） 伝法庵地材木拝領

(5) 延宝五年（一六七七） 總持寺塔頭東源寺・興禪寺松材木拝領

(6) 天和元年（一六八一） 總持寺山門葺替足代木百本拝領

(7) 天和二年（一六八二） 芳春院修補の為銀十五貫目及び地材木拝領

(8) 貞享四年（一六八七） 妙高庵庫裡地材木拝領

(9) 元禄五年（一六九二） 普蔵院庫裡地材木拝領

(10) 元禄八年(一六九五) 洞川庵地材木拝領

(11) 宝永二年(一七〇五) 如意庵地材木拝領

(12) 宝永四年(一七〇七) 總持寺小方丈地材木拝領、山門屋根葺替足代木百本拝領

このように前田家は總持寺を殊のほか外護しているが、文化三年(一八〇六)の總持寺火災にあたっては「星野日監」によると、文化七年十二代前田齊広から白銀五百枚(三百七十五両)と黒部山梅材木千二百木呂を拝領している。この材木は文化五年二ノ丸造営の残木のうちで、本山客殿の中之間柱の造作に用いたとあるから、良材だったことは間違いない。また千二百木呂という量ははっきりしないが、大工櫛比源太郎・同和平、所口(七尾)新助が、寺口(門前)木挽十六人、所口木挽百五十人を荒割りのため黒部へ連れていっており、またこれを總持寺にもつとも近い港の鹿磯まで輸送するのに、八十石積より百四・五十石積四十五艘を要しているから、相当な量であったことがわかる。これらは總持寺所蔵資料や「星野日監」で目にとまった主なものであるが、六代以降十二代までの当主も随時力強い外護を加えていることは間違いない。

五 諸堂舎再建の実情

これについては『總持寺誌』が「文化三年の回録と復興」という項目を設け、簡単にふれているが、所要経費なども含め、改めてとりあげてみたい。文化三年妙高庵・伝法庵・如意庵仮屋から、嘉永四年(一八五二)の如意庵再々建まで、その間文化十四年(一八一七)洪水による不慮の山崩れ被害もあり、四十五年間にわたって造営しているが、いま『諸堂舎造営記』により主な堂舎の再建状況を堂舎名・経費・時期を列挙し、あわせて法器・諸道具買入れなども含め、その実情をみることにする。なお年代順に掲げるが、年未詳は記録されている処に順じて入れ

ることにする。

如意庵仮屋	五七両	文化三年（一八〇六）
伝法庵仮屋	七〇両	〃
妙高庵仮屋	五五両	〃
法器・諸道具類	四〇八両	火災後追々買入
道具納屋	二八二両一步	文化七年（一八一〇）
観音堂	一二七両三步	文化八年（一八一二）
神明宮本社	一四九両	文化九年（一八一三）
勅門及左右築地	一〇〇〇両	文化九一十年（一八一三—一八一三）
客殿総間	四四四五両二歩	文化九一十一年（一八一三—一八一四）
維那寮総間	三九七両二歩	文化十年（一八一三）
大庫裡総間	三〇〇〇両	文化十一一十三年（一八一三—一八一六）
仏殿総間	四六二六両一步	文化十二一十四年（一八一五—一八一七）
伝法庵庫裡	一九六両二歩	文化十三年（一八一六）
如意庵庫裡	一七四両一步	〃
山内太清院	一〇一両	〃
山内青陽軒	七九両三步	〃
山内永福寺	四三〇両三步	〃

現方丈総間	一五二〇両一步	文化十四年（一八一七）
浴室総間	二三〇両三步二朱	〃
七軒浄頭	一二四両二步	〃
後山崩れ土除け	一九三両三步	文政元年（一八一八）
客殿後山崩れ再々建	二九〇〇両三步	〃
道具土蔵	一四五両	文政四年（一八二二）
無縫塔	一八一両一步	文政五年（一八二三）
通用門	三四六両一步	〃
妙高庵	一一〇九両一步	文政七―九年（一八二四―一八二六）
妙高庵庫裡	二四〇両	文政八年（一八二五）
妙高庵廊下	九〇両	〃
如意庵庫裡	七六両三步	文政十年（一八二七）
総廻廊	三四七両	〃
玉橋	六八両三步	天保元年（一八三〇）
侍真寮	二八五両一步	年末詳
禅堂	一四一〇両余	年末詳
如意庵客殿再々建	七九五両	嘉永四年（一八五二）

以上山内寺院なども含め、二十余棟の再建や修復、法器・諸道具買入れ、後山崩れ復旧などの費用合計二万七千

二百九十八両三步二朱を要している。これらのなかで勅門と左右築地再建費千両のうち築地六貫目は近門寺庵主、勅門六十貫目のうち能州一箇国四十六箇寺から四十貫目、大庫裡再建費二千両のうち越中一箇国から七十貫目、さらに禅堂再建費千四百十両余は京都上林長左衛門の寄附であることは注目する必要がある。

むすび

文化三年の火災および勸化による再建について考察したが、従来言及されていなかった火災発生の原因や、焼失後の臨時体制の実態を明らかにした。また勸化の許可と再建成就のためいろいろの運動がみられたが、總持寺関係者および地域住民による運動には、当時の寺院と檀信徒との厚い絆が看取できる。

また勸化額と化僧の行動、さらには音物などは注目する必要がある。とりわけ勸化金の管理・運用においては、関三利と詳細な規定を取り交わしているにも拘わらず、関三利は再三にわたり約定に違反し、一万二千七百両余の莫大な金額を滞納したのか、また寺社奉行への訴訟に踏み切ろうとしたとき、前田家の役人が介入し、利害が厚いとして訴訟を差し止め、かつ四千五百両余を欠損とするなど、関三利に有利な裁定をしたのは何故か。またこのような屈辱的な裁定に總持寺は何故従わなければならなかったのか、今後總持寺と関三利の関係、總持寺の外護者前田家と関三利の関係などを、ひろい視野から解明する必要がある。なお最後に前田家の外護を中心に、文化三年の火災に対する前田齊広の寄附と、諸堂舎再建の実状を紹介した。

これらを通じ江戸末期における總持寺の実情の一面を考察したが、さらに總持寺祖院の資料もあわせみる必要があることを重ねて付記しておきたい。

注 記

(1) 曹洞宗古文書二〇〇六号参照

(2) 『加能越古文叢』所収前田利家書状に「態令啓候、仍能州惣持寺之儀打捨置もいかゝにて候間、此度とりたて可申候、材木等をも内々取集候様に尤候、人足など之儀、藤兵衛久兵衛ニ申付候、此たひ者こけらふきの下地ニ可被仰付候、作事様子彼兩人ニ被仰聞候て、令書付可給候、恐々謹言

亥二月十四日

利家（印）

（慶長四年）
（象山徐芸）
宝田寺

「とある。

(3) 『總持寺由来』（總持寺古文書目録二三〇—一〇）参照

(4) 『總持寺誌』一一〇頁参照。

(5) 『現方丈内記録』文化五年一月六日の条に「役局中御越有之候、今般御願上申候其五院一流_ニ金捨兩宛_ニ本山_江御助金被下様_ニ願来候、（中略）右之趣申越候越処、一流_ニ御承知御助金有之事」とある。なお文化元年から同十五年まで五院輪番住持が總持寺に納める積金の覚書である「毎歳積金納藏帳」によると、五院に登ると一院につき十兩一步_ニ朱合計五十二兩を納めている。五院へ輪住するには自国からの旅費、五院開基法恩金、一年にわたる輪住期間の必要経費など莫大な入用金が必要だった。

(6) 『星野日監』文化三年正月廿五日条参照。

(7) 『星野日監』に「信州松代口長国寺俊丈方丈、文化四卯年妙高庵輪住中、廻廊小羽板葺片屋称甚見苦敷、松材木一色を以、長国寺方丈合力金捨兩、残り四庵方丈と五兩宛_ノ三捨兩、五院前と御合力、廊下新タニ再建有之候」とある。

(8) 『永平寺史』 一二五六頁参照。

(9) 『永平寺史』 一二八二頁以下参照。

(10) 『總持寺由来書』に関三利の成立についてつぎのような記事がある。「慶長十六^多年、芳春院住持象山駿府^江御機嫌窺^ニ罷出候節、宗門之規繩^キ宗專修之法要御尋被為遊候^ニ付逐一御答奉申上候者、曹洞宗役寺之儀人器相應之者被仰付被下置候様奉申上候所誰か可然哉^与御尋被遊候間、総寧寺・龍穩寺・大中寺此^ニヶ寺人器相應可有御座候段奉申上候得者、追而可被仰付^与之御意^ニ而、翌十七^子年山^江ヶ寺^江御朱印被成下置候、其節迄ハ總持寺一宗寺院之公用宗用共取斗来候」とあるから、この資料によるかぎり象山の推挙によつて関三利は公用・宗用を取りはからうようになった。

(11) 『星野日監』文化七年三月の条には「化金者関八州八関^ニヶ寺集、西国・中国ハ海老屋出、其余者本山直納之定事」とある。

(12) 『永平寺史』一〇一七頁以下、および一二二六頁以下参照。

(13) 封金講については管見する限り明らかでない。總持寺においても随喜講が取り結ばれている。万延元年（一八六〇）十月『随喜講仕法書』に「本山總持寺ニ於テニ衣件願達中、諸雜費相嵩難溢^ニ陥り候ニ付、諸借財消込^ミ為ノ仕法随喜講取結ヒ度」とあり、借財解消のため随喜講を立ち上げている。永平寺の封金講も、当時の財政情況からみて、随喜講と同じような性格のものであったかもしれない。

(14) 『總持寺史』 八七〇頁参照。

(15) 『永平寺史』 四九五、六五二―六五五頁参照

(16) 『總持寺誌』 一〇二頁以下、「總持寺諸堂天正年中焼失に付後建立之次第」参照

(後記)

新たに音物に関する資料が発見されたので紹介したい。それは龍門寺(不詳)の手沢名をもつ文化七年^午八月晦日の「本山再建勸化^ニ付使僧^江諸事物^并音物渡帳」で、つぎのようにある。

覚

錦掛落

三双風呂敷

一式両已上

拾七挺

一五双已上

五拾八片

紹金掛落

式双壹分五厘

一壹両已上

拾挺

一止宿用風呂敷 五拾片

金紗掛落

壹双四分五厘

一式歩已上

七挺

一風呂敷 三拾片

八双風呂敷

一五拾本 扇子

一壹歩已上

四十八片

一三拾四枚 安陀会包紙

五双風呂敷

一四十八枚 間政奉書紙

一式朱已上

百三拾四片

一三百廿枚 小奉書紙

一五十筋 長水引

なお『永平寺史』(二二八五頁)によれば、天保四年(一八三三)の火災に伴う再建勸化の寸志(音物)として、寺社奉行人へ『行状記』『八大人覚』『十五大吉』などを、下役には菓儀や金子などをおくっている。ただし諸末寺などに対する音物は明らかでない。